

▶ コンプライアンス

基本的な考え方

〈みずほ〉は、「法令・諸規則を遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践すること」を経営の基本原則と位置づけ、グローバルに展開する金融グループに相応しいコンプライアンス態勢を確立しています。



経済・社会インフラを担う社会的責任と公共的使命の重みを常に意識し、お客さまや社会からの信頼に応え、誠実かつ公正な企業活動を実践するためのコンプライアンス態勢を構築します。

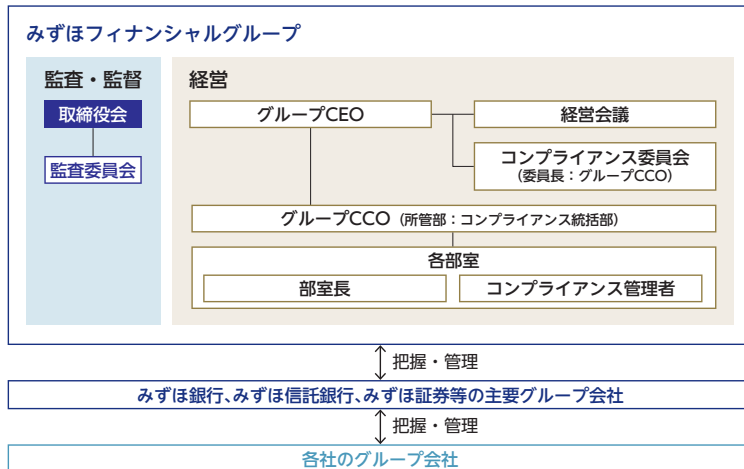
- マネー・ローンダリング等防止や反社会的勢力との関係遮断、市場取引や個人情報管理に関するグローバルな規制厳格化への対応等、国内外の環境変化・要請の高まりも踏まえたコンプライアンス態勢の高度化に取り組みます
- 経営からのメッセージ発信や研修等を通じて、社員一人ひとりが自律的にコンプライアンス活動を実践するカルチャーの醸成に努めます

執行役 グループCCO 松原 真

○ コンプライアンス運営体制

みずほフィナンシャルグループおよび主要グループ各社では、コンプライアンス委員会（委員長：（グループ）CCO）にて重要事項を審議し、（グループ）CCOのもとに、コンプライアンスを推進しています。

また、各社の部室店では、その長がコンプライアンスの責任者として指導・実践するとともに、コンプライアンス管理者を配置し、遵守状況をチェックする運営としています。



○ コンプライアンス活動

〈みずほ〉では、企業理念を実践するうえで遵守すべき具体的な行動基準を示した「みずほの企業行動規範」を策定しており、今般、企業理念の再定義や外部環境の変化を踏まえ、役員・社員が理解すべき重点項目を示したシンプルかつ骨太な内容へと改訂しました。また、業務遂行上遵守しなければならない法令諸規則および実践するコンプライアンス活動を分かりやすく明示したコンプライアンス・マニュアルを各社にて策定し、継続的な研修や経営陣からのメッセージ等を通じて、役員・社員一人ひとりに周知徹底しています。

コンプライアンスの遵守状況については、各部署自らがチェックを行うことに加え、コンプライアンス統括部署がモニタリングを実施しています。また、各社は、マネー・ローンダリング等防止、グローバルベースでの市場取引・個人情報保管理等国内外の環境変化・要請の高まりも踏まえ、体制整備、研修、チェック等の具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定し、半年ごとにその実施状況をフォローアップしています。

○マネー・ローンダリング等防止に向けた取り組み

金融犯罪が多様化かつ巧妙化し、世界各所でテロ犯罪が継続的に発生する等、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策（以下、「マネロン対策」という）の重要性は高く、金融機関のマネロン対策の強化が課題となっています。当社グループは、国内外において事業活動を行ううえで、国内外の法令諸規制の適用およびそれに基づく国内外の金融当局の監督を受けており、当社グループでは、「マネロン・テロ資金供与」をトップリスクの一つにあげ、国内外の法令諸規則を遵守する態勢を整備するとともに、マネロン対策のさらなる強化を継続的に実施しています。犯罪による収益の移転防止や、テロ組織への資金供給を遮断すること等を通じて、お客さまの保護、国際社会の安全の確保、そして経済活動の健全な発展に貢献していきます。

また、当社グループでは、贈収賄行為および汚職・腐敗行為の防止の社会的重要性を認識し、「贈収賄行為および汚職・腐敗行為防止に関する取組方針」を策定しており、グループ各社で贈収賄等を防止するための態勢を整備しています。

○反社会的勢力との関係遮断

当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する、との姿勢を定めています。

当社では、「グループ反社取引排除部会」で外部専門家の知見も取り入れて専門的・集中的な議論を行い、反社会的勢力との関係遮断にグループベースで取り組むとともに、その議論を踏まえ、当社、みずほ銀行、みずほ信託銀行、およびみずほ証券のコンプライアンス委員会にて審議・報告を行っています。

なお、主要グループ会社では、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルや研修体制等の整備・徹底に努め、個別事案には、必要に応じ外部専門機関とも連携し、対応しています。

コンプライアンスの徹底に向けた取り組み

〈みずほ〉では、コンプライアンスに係る教育と研修をコンプライアンスを徹底する重要な施策として位置づけています。

2022年度も、全社員を対象とした研修に加え、役員、部長、コンプライアンス管理者等の各階層に対して、職務に則した内容の研修を実施した他、e-ラーニングを活用し、コンプライアンスの各テーマについて関連する社員への研修を24回実施する等、幅広い層に対して実効性のある研修を行いました。

なお、研修については、ルールや手続きのみならず、法令の趣旨や背景への理解を深められるような内容やタイムリーなコンプライアンスリスクへの対応に関する留意点を伝える内容としており、今後も継続的に高度化に取り組んでいきます。

また、コンプライアンスの徹底に加え、コンプライアンス上の問題をいち早く検知し、適切に対応していくことも重要な課題として認識し、役員・社員等が直接通報できる、グループ各社のコンプライアンス部門や外部の法律事務所・専門業者等を通報窓口とした内部通報制度を整備しています。

〈みずほ〉の内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）

〈みずほ〉は、24時間・365日、外国語にも対応可能なグループ共通社外窓口を設置し、匿名での通報も受け付ける等、内部通報制度を整備し、その実効性向上に取り組むとともに、ポスターの掲示や全役員・社員への各種連絡窓口を記載した携帯カードの配布等により、内部通報制度の周知を図っています。なお、2022年度には、〈みずほ〉における社内外の通報窓口にて168件の通報が寄せられ、その対応状況等については、当社監査委員に報告しています。

また、当社の内部通報制度は、消費者庁が指定する団体の審査を経て適切に運営していることが認められ、内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）に登録されていました（現在、消費者庁が同制度の見直しを検討しており、休止中）。



会計・監査ホットライン

当社は、会計、財務報告等の不適切な事項について、社内外から通報を受け付けるホットラインを外部の法律事務所に設置しています。